

～あなたの「こうなりたい」という夢の実現を応援します～

●施設概要●

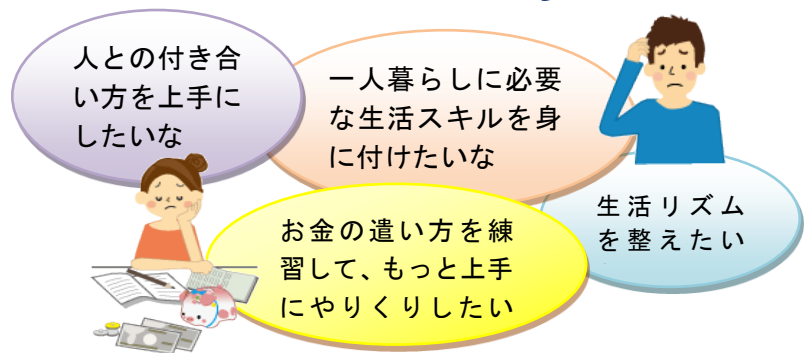
紫陽花は、地域において安心して自立した生活を営むことができるよう、通所と入所（宿泊型）の「生活訓練」を柱に、一人ひとりにあった支援計画（個別支援計画）に基づき、生活訓練プログラムの実施、生活等に関する相談及び助言、その他自立に必要な支援を行います。

●主な支援内容●

- ① 生活訓練計画の作成
- ② 食事や家事等、日常生活のスキルアップに対する支援
- ③ 日常生活上の相談支援
- ④ 対人関係に関する相談支援
- ⑤ 地域移行に関する相談支援
- ⑥ 関係機関等との連絡調整

目標に応じてあなたに合った計画を

一緒に立てていきましょう



入所（宿泊）サービス

紫陽花で寝泊まりしながら、生活リズムを整えたり、金銭管理の練習をしたりと将来の生活に必要な技術の習得を目指します。

- 定員 19名
- 利用期間 原則2年間
- サービス提供時間 16:00～8:30
- 利用料

- ①障害福祉サービス費
(個人の収入によって異なります)
- ②光熱水費・日用品費 600円/日
- ③食材料費
朝 250円/回
昼(日曜のみ) 350円/回
夕 400円/回
- ④その他プログラムによっては一部
レク費・材料費が必要となります。

通所サービス

日中の活動の場として、自宅等から紫陽花へ通所して、調理や掃除、余暇の過ごし方等、生活の練習をします。

- 定員 20名
- 利用期間 原則2年間
- サービス提供時間 8:30～16:00 (月～金)
土・日・祝はお休み
- 利用料

- ①障害福祉サービス費
(個人の収入によって異なります)
- ②光熱水費・日用品費 100円/日
(通所のみ利用の方)
- ③その他プログラムによっては一部
レク費・材料費が必要となります。

訪問サービス

現在のお住まいに訪問し、生活上に必要な事柄(金銭・服薬管理、食生活・各種手続き等)と一緒に練習します。

(対象地域は秋田市に限ります)

- 定員 特に制限なし
- 利用期間 原則2年間
但し、利用には「通所の生活訓練サービス」への登録が必要です。
また、訪問可能な回数の定めがあります。
- サービス提供時間 8:30～15:00 (月～金)
土・日・祝はお休み
- 利用料
- ①障害福祉サービス費
(個人の収入によって異なります)

●対象となる方●

- ① 精神疾患及び障がいをお持ちで、通院中であり、症状が安定している方。
- ② 共同生活が可能なる方。
- ③ 生活の安定や一人暮らしなどのステップアップを考えている方で、利用の意志がある方。
- ④ 家族の了解、協力の得られる方。
- ⑤ 伝染病疾患やその他薬物嗜好のない方。
- ⑥ 市町村から支給決定を受けた方（いずれも市町村への申請・支給決定が必要なサービスです）

●主な活動予定（月～金）●

・網掛け部分は日中活動です。
日中活動は、曜日ごとのプログラム活動の他、金銭管理や掃除、生活相談等の個別支援があります。

プログラム一例

調理実習 ・ スポーツ ・ 創作活動
園芸作業 ・ 課外活動 ・ 各種学習会 等

プログラムは月によって変更になる
場合があります（別紙参照）



・食事や掃除等、各種当番活動もあります。

・毎日のミーティングの他に、月に1度、全体ミーティングがあります。

時間	活動内容
6:00	起床・洗面・身支度・朝食準備
7:00	朝食・健康管理
8:40	ミーティング・ラジオ体操・掃除
9:30	プログラム活動・個別支援
12:00	昼食（調理実習もあります）
13:30	プログラム活動・個別支援
16:00	日中活動終了
16:00	～21:00 入浴
17:00	夕食準備
18:00	夕食・健康管理
20:00	対人交流
22:00	消灯

●ご利用期間●

通所型、宿泊型、いずれも原則として2年以内（1年毎に市町村へ更新手続きが必要です）
但し、延長利用が必要な場合には、市町村の判断にて1年延長可能。

●ご利用料金●

- ・通所、入所、訪問、サービスによって異なります（別紙参照）
- ・障害福祉サービス費とは：国が定める料金で、個人の収入によって月額負担上限額が設定されます。
- ・利用契約時に、傷害保険に加入いただいております。金額は加入月によって異なります。

●利用までの流れ●

- ① 見学・相談
- ② 体験利用
- ③ 利用申込み
- ④ 面談・受診・利用判定会議
- ⑤ 申請・審査・判定〔市町村〕
- ⑥ 紫陽花と契約・利用開始

* 紫陽花をよく知っていただくために、申込前に「見学」及び「体験」を行っていただいております。見学前に主治医や担当PSW等とご相談ください。見学は原則として平日の9～16時。事前に希望日時をご連絡ください。
* 利用には市町村への申請が必ず必要となります。申請窓口については、個人によって異なりますので、担当PSW等にご確認ください。

※市町村から、最初の2ヶ月間は暫定の支給決定が下ります。その間は試用期間と同様の扱いになりますので、その間、入院が必要になった場合はご紹介先の医療機関に依頼したり、訓練の必要性が認められない時は契約解除となる場合もあります。

お問い合わせ先 医療法人回生会 生活訓練事業所 紫陽花
〒010-0063 秋田市牛島西一丁目6番7号
TEL 018-825-5252 FAX 018-825-5250

